

「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」の改正（案）

に関する御意見を募集しています！



募集期間 令和8年3月26日（木）～4月27日（月）
御意見の応募方法は本冊子背表紙の「意見募集用紙」をご覧ください。

地域と共同住宅居住者のつながりづくりに向けて

京都市では、平成23年に地域コミュニティ活性化推進条例を制定し、自治会・町内会への加入促進や、自治会・町内会の運営・活動などについての相談対応、地域で実践されている事例の収集と発信等を行ってきました。

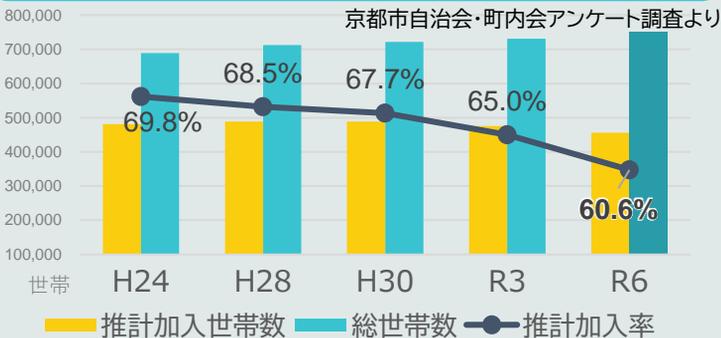
しかしながら、令和6年度に実施したアンケートでは、自治会・町内会の推計加入率減少や担い手不足がより進行しており、身近な暮らしを支える地域コミュニティの機能をいかに維持・継承していくのかが大きな課題となっています。

一方で、ライフスタイルに合った暮らしや交通利便性などから共同住宅にお住まいになる世帯は年々増加しており、本市に居住する世帯のうち半数以上を占めています。共同住宅の居住者が地域とつながり、支え合い、安心して暮らせる環境づくりを推進するために、共同住宅の特性等を考慮した仕組みづくりが重要です。

そこで、共同住宅新築時の事業者と地域との連絡調整事項の伝達や、共同住宅居住者への情報提供などの規定を盛り込んだ条例改正を検討していますので、御意見を募集します。

地域コミュニティと共同住宅の現状

自治会・町内会の推計加入率



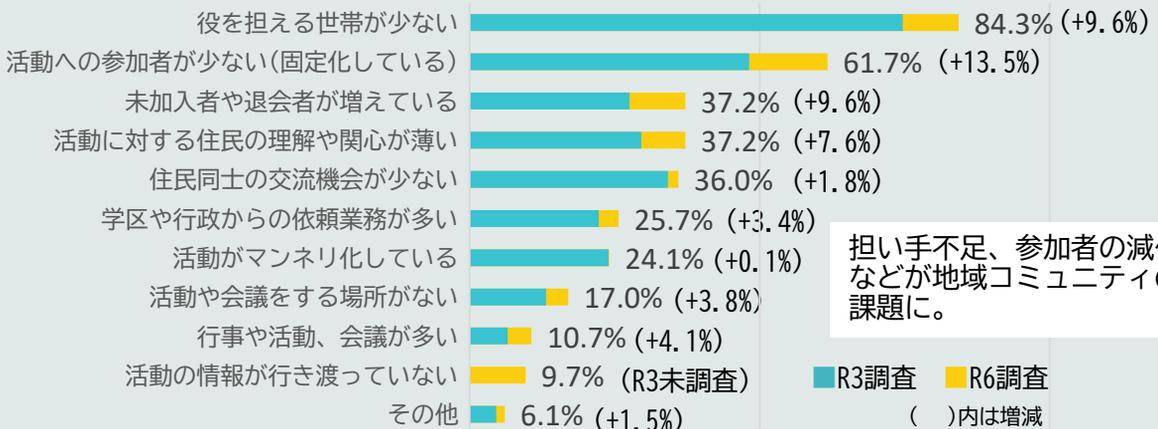
自治会・町内会の推計加入率は減少傾向

共同住宅の居住世帯数と割合



共同住宅に居住する世帯は年々増加している

自治会・町内会の運営課題や困りごと



担い手不足、参加者の減少などが地域コミュニティの課題に。

共同住宅の特徴

オートロックなどによる独立性の高さ

オートロックや防犯カメラなどによるセキュリティの確保により、居住者のプライバシーが守られ、安心して暮らせる環境が提供されている。

外部と物理的に隔てられ、周辺の地域住民との日常的な交流が生まれづらい。

管理委託などによる管理体制

ゴミの収集・清掃、設備の維持管理、防犯対策などが専門の管理会社に委託されていることが一般的で、住民の負担軽減にもなっている。

住民同士の共同作業の機会が少なく、住民同士の交流や共助の関係が生まれづらい。

所有形態による多様な管理構造

分譲マンションは区分所有者の団体である管理組合、賃貸マンションは所有者（オーナー）が管理。

日常的な維持管理については、管理会社に委託されていることが多く、複数の主体が管理に関わる。

共同住宅とコミュニティ

地域活動に携わっている方からの声



引っ越し等があってもどの部屋に住んでいるのかわからず、個別に声かけができない。

地域行事の案内を届けられなかったり、災害時に備えた連携が行えない。

福祉的に支援が必要な人にアプローチするのが難しい

一方で、多様なつながりの事例も



共同住宅独自で町内会を設立、既存の町内会に加入するケースなど

サークル活動も含めて豊かなコミュニティが形成されているケースも



防災 福祉 親睦行事

共同住宅の居住者が、防災や福祉活動、地域行事などへの興味関心をきっかけに個別に地域活動へ参加するケースも。

本市の制度 転入者地域交流支援制度

制度の概要

地域コミュニティ活性化推進条例に基づき、共同住宅居住者と地域との交流を促進するため、建築事業者等と地域（学区）が連絡調整する制度を運用

対象：特定共同住宅（3階建て以上かつ15戸以上）



建物完成後の課題

- 建物完成後は、建築事業者等から管理組合やオーナー、管理会社に管理主体が移行する。
- 建築前の連絡調整内容など、地域との関係が引き継がれていない場合がある。



地域の窓口がわからない

どこに連絡すれば？

調整内容が知られていない

建築事業者等と地域（学区）の代表者が連絡調整を行う転入者地域交流支援制度では、共同住宅が完成して建築事業者等の手が離れると、その話し合いの内容が、その後、管理組合などの共同住宅を管理する者に伝わらず、それまで積み上げてきた地域との関係が絶たれてしまう場合があることが課題となっています。

また、近年の共同住宅はオートロックなどでセキュリティが高まった反面、地域のお知らせが届きにくいことや居住者へのアプローチがしづらい構造になっており、居住者が地域活動に参加するきっかけが生まれにくい一因となっています。

こうした「情報の行き止まり」を解消し、共同住宅の居住者が地域とつながり、安心して暮らせる環境をつくるため、以下のことを目指して、条例改正を検討しています。

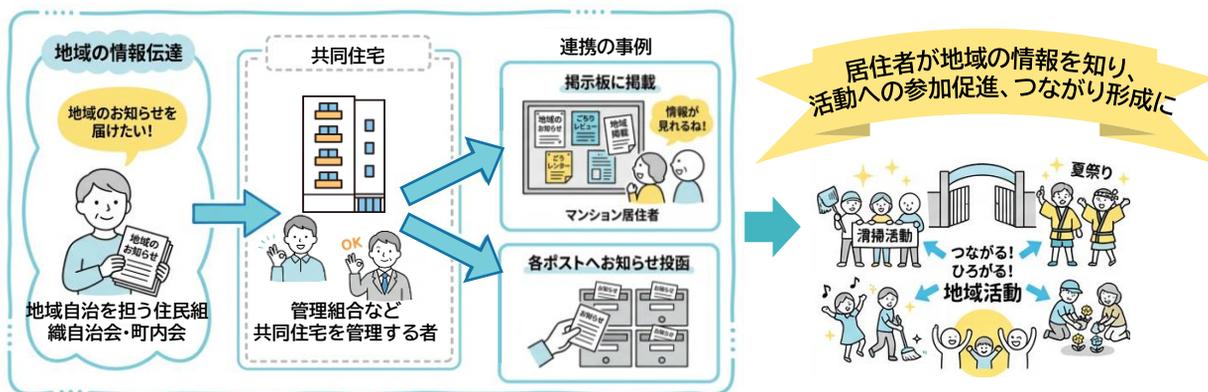
連絡調整内容を建物完成後に「つなぐ」仕組み

建築事業者等は、建築前に地域と話し合った内容（町内会の取扱いや地域の活動情報など）を管理組合などの共同住宅を管理する者へ伝達するよう努めます。



地域内のお知らせが「届く」仕組み

管理組合などの共同住宅を管理する者は、地域自治を担う住民組織等から、共同住宅居住者に地域活動の情報の周知等のため、掲示板への掲示や各ポストへの投函などを求められた際には、可能な範囲で、これに応じるよう努めます。



（共同住宅等の居住者との交流）
 第14条 次に掲げる事業者は、共同住宅等（共同住宅及び長屋並びに一団の土地を分割して建築する一戸建ての住宅並びに寄宿舎をいう。以下同じ。）の居住者相互の交流及び共同住宅等の居住者と地域住民との交流の促進を図るため、地域活動に関する情報を掲示するための掲示板の設置その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。
 (1) 共同住宅等を建築する事業者
 (2) 共同住宅等の販売等をする事業者
 (3) 共同住宅等を管理する事業者

（連絡調整に係る共同住宅等に係る権利等の承継）
 第16条 前条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による連絡調整をした者は、当該連絡調整に係る共同住宅等に係る権利又は事業を承継させるときは、あらかじめ、承継者（共同住宅等の居住者を除く。）に当該連絡調整の状況を伝達するよう努めなければならない。
 ※ 第15条では、建築事業者等と地域との連絡調整を規定

「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」の改正（案）に関する御意見募集用紙

募集期間：令和8年3月26日（木） ～ 令和8年4月27日（月）【必着】



【郵送・持参】〒604-8571（住所記載不要）文化市民局 地域自治推進室 連携改革・区政担当宛
【FAX】075-222-3042 【電子メール】chiikidukuri@city.kyoto.lg.jp
【Webページ】右上の二次元コード又は京都市公式HP「京都市情報館」の意見募集フォームからも御回答いただけます。
【URL】https://sc.city.kyoto.lg.jp/multiform/multiform.php?form_id=11216

条例の改正（案）について

その他御意見について

御意見を取りまとめる際の参考といたしますので、差支えなければ以下に御記入ください。
（該当する項目にチェックを入れてください。）

年齢	<input type="checkbox"/> ～19歳 <input type="checkbox"/> 20歳代 <input type="checkbox"/> 30歳代 <input type="checkbox"/> 40歳代 <input type="checkbox"/> 50歳代 <input type="checkbox"/> 60歳代 <input type="checkbox"/> 70歳～
お住まい	<input type="checkbox"/> 京都市在住（ 区） <input type="checkbox"/> 京都市通勤・通学（京都市在住を除く。） <input type="checkbox"/> その他（ ）

※お寄せいただいた御意見につきましては、個人に関する情報を除き、内容を公開する場合があります。
また、御意見に対する個別の回答はいたしませんので、御了承ください。